

古河市スポーツ協会 スポーツ教室開催助成金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市スポーツ協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）が、市民のスポーツ普及振興として行うスポーツ教室（以下「教室」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を支出すること（以下「助成事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成事業の対象となる教室は、加盟団体で1種目1教室とし、かつ、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。ただし、当該事業に対し、別の団体等から助成金等の交付を受けている場合については対象外とする。

- (1) 市民を対象とし、募集人数を10人以上とする。
- (2) 1教室の時間数は延べ10時間以上とする。
- (3) 1教室の回数は継続して5回以上開催する。

(助成額等)

第3条 助成金の額は1教室当たり5万円を限度とし、その交付申請は1団体につき同一年度内1回限りとする。

(対象経費)

第4条 助成事業の対象となる経費の区分は、次のとおりとする。

- (1) 報償費（講師謝金及び交通費を含む。）
- (2) 使用料（会場使用料等）
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷費
- (5) 通信運搬費
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(交付申請)

第5条 助成金を受けようとする加盟団体は、スポーツ教室開催実施申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えスポーツ教室実施前に古河市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) スポーツ教室開催要項等の内容が分かるもの
- (2) スポーツ教室開催事業収支予算書
- (3) その他会長が必要とする書類

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、助成事業の目的及び内容が適正であるか確認を行い、助成金の交付の決定をし、決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 会長は、前条の規定による決定をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の取消)

第8条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付の決定を受けたと認められる場合

(2) 法令に違反した場合

(3) 助成金の交付の決定の際に付した条件に違反した場合

(完了報告)

第9条 助成団体は、当該事業終了後1箇月以内にスポーツ教室開催完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、会長に報告しなければならない。

(1) スポーツ教室完了報告書

(2) 助成事業の収支決算書

(3) その他会長が必要とする書類

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月24日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

スポーツ教室開催実施申請書

古河市スポーツ協会 会長 様

加盟団体名

代表者名

~~印~~

下記のとおり申請いたします。

教室名等	教室			
主催				
開催時期	年 月 日 ()	時 分 から		
	年 月 日 ()	時 分 まで	全	回
	※予備日 月 日 ()			
会場				
参加予定数				
内容	別紙開催要項 (有・無)			
予算	別紙予算書のとおり		※必ず予算書を添付してください	
責任者	氏名		住所	
	電話		携帯	

スポーツ教室開催助成金交付決定通知書

様

古河市スポーツ協会
会長



年 月 日付で申請のありました標記助成金についてスポーツ教室開催助成金に関する規程第6条により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 教室名

2. 交付決定額 金 円

3. 付帯事項

年 月 日

スポーツ教室開催完了報告書

古河市スポーツ協会
会長 様

加盟団体名

代表者名

~~印~~

下記のとおり報告いたします。

教室名等	教室					
主催者						
開催時期	年 月 日 ()		時 分 から			
	年 月 日 ()		時 分 まで		全	回
	※予備日 月 日 ()					
会場						
参加者数	区 分	男	女	計		
	小・中学生	人	人	人	役員	人
	高校・大学・一般	人	人	人	参観者	人
添付書類	1 決算書 (別紙のとおり) 2 教室参加者 (参加者名簿等) 3 その他 (関係書類・領収書 ⇒ コピー可)					